



発行 東京都

目次

27

規則（教）

- 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則……………一
- 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………一
- 東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都立学校等の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則……………四
- 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四
- 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都立学校教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都立学校事務職員等の人事考課に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則を廃止する規則……………六
- 東京都教育委員会職員表彰規程の一部改正……………六
- 職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正……………七

訓 令（教）

- 東京都教育委員会職員表彰規程の一部改正……………六
- 職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正……………七

○東京都立学校事案決定規程の一部改正……………七

規則（教）

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第一号

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則

東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表指導部の項の次に次のように加える。

グローバル人材育成部

国際教育企画課

国際交流教育課

第三条第六項中「指導部」の下に「及びグローバル人材育成部」を加える。

第四条第七項中「指導部長」の下に「又はグローバル人材育成部長」を加える。

第五条の表指導部の項の次に次のように加える。

グローバル人材育成部

国際教育企画課

一 国際教育の企画及び調整に関すること。

二 日本語指導の企画及び調整に関すること。

三 部内他課に属さないこと。

国際交流教育課

一 教育に係る国際交流事業の企画及び調整に関すること。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の表経営支援室の項第一号中「第七号」を「第六号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする。

第五条第二項中「支援センター」の下に「学校経営支援担当部長及び」を加える。

第六条中第六項を第八項とし、同条第五項中「学校経営支援担当課長」を「室の課長」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「課長の」を「管理課長又は室の課長の」に、「課長を」を「管理課長又は室の課長を」に、「課長に」を「管理課長又は室の課長に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「学校経営支援担当課長」を「室の課長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「課長（室長及び学校経営支援担当課長を含む。以下同じ。）」を「管理課長」に改め、「（室を含む。以下同じ。）」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 室の課長（室長及び学校経営支援担当課長をいう。以下同じ。）は、学校経営支援担当部長の命を受け、室の事務又は担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

第六条第一項の次に次の一項を加える。

2 学校経営支援担当部長は、所長を補佐し、所長の命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

第七条第二号中「支所長、課長」を「管理課長」に改め、「及び休暇」を「、休暇、職務に専念する義務の免除その他の服務」に改め、同条第五号及び第六号中「こと」の下に「（学校経営支援担当部長の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（学校経営支援担当部長の決定対象事案）

第七条の二 学校経営支援担当部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 支所長及び室の課長の出張、研修命令、休暇、職務に専念する義務の免除その他の服務に関すること。

二 経営支援室に属する重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
三 経営支援室に属する重要な告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

第八条の見出し及び同条第一項中「課長」を「管理課長及び室の課長」に改め、同条第一号中「超過勤務、休日勤務、週休日の変更」を削り、「及び給与の減額免除の承認」を「その他の服務」に改め、同条第二号中「課長」を「管理課長及び室の課長」に改め、「超過勤務、休日勤務、週休日の変更」を削り、「及び給与の減額免除の承認」を「その他の服務」に改める。

第十四条第一項中「所長」を「学校経営支援担当部長」に改め、同条第二項中「室長及び学校経営支援担当課長」を「室の課長」に、「支所長」を「学校経営支援担当部長」に改め、同条第三項中「学校経営支援担当課長」を「室の課長」に改め、同条第四項中「課長代理は、」、「ともに」及び「もって」の下に「室の」を加え、同条第五項中「学校経営支援担当課長」を「室の課長」に改める。

第十五条を削る。

第十六条（見出しを含む。）中「室長及び学校経営支援担当課長」を「支所長及び室の課長」に改め、同条を第十五条とする。

第十六条の二を第十六条とする。

第十七条中「所長」を「学校経営支援担当部長」に改める。

別表第一 東京都東部学校経営支援センターの項中「蔵前工業高等学校」を「蔵前工業高等学校」に、「墨田工業高等学校」を「墨田工科高等学校」に、「荒川工業高等学校」を「荒川工科高等学校」に、「足立工業高等学校」を「足立工科高等学校」に、「本所工業高等学校」を「本所工科高等学校」に、「葛西工業高等学校」を「葛西工科高等学校」に改め、同表東京都中部学校経営支援センターの項中「中野工業高等学校」を「中野工科高等学校」に、「杉並工業高等学校」を「杉並工科高等学校」に、「北豊島工業高等学校」を「北豊島工科高等学校」に、「練馬工業高等学校」を「練馬工科高等学校」に改め、同表東京都西部学校経営支援センターの項中「府中工業高等学校」を

「府中工科高等学校」に、「町田工業高等学校」を「小金井工業高等学校」を「多摩工業高等学校」を「田無工業高等学校」に改める。

別表第二東京都東部学校経営支援センター支所の項中「墨田工業高等学校」を「墨田工科高等学校」に、「葛西工業高等学校」を「葛西工科高等学校」に改め、同表東京都中部学校経営支援センター支所の項中「中野工業高等学校」を「中野工科高等学校」に、「杉並工業高等学校」を「杉並工科高等学校」に、「北豊島工業高等学校」を「北豊島工科高等学校」に、「練馬工業高等学校」を「練馬工科高等学校」に改め、同表東京都西部学校経営支援センター支所の項中「小金井工業高等学校」を「小金井工科高等学校」に、「多摩工業高等学校」を「多摩工科高等学校」に、「田無工業高等学校」を「田無工科高等学校」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三号

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会公印規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

十二の二	削除			各事業所の長。 ただし、都立中央図書館は管理部総務課長、東京都教職員研修
------	----	--	--	---

を

十三	事業所長印	15	てん書	方二ミリメートル	事業所長の一般文書用	センターは企画部総務課長、東京都教育相談センターは次長、東京都学校経営支援センターは管理課長
----	-------	----	-----	----------	------------	--

に改める。

十三の二	事業所担当部長印	15	同	方二ミリメートル	事業所担当部長の一般文書用	各事業所の長。ただし、都立中央図書館は管理部総務課長、東京都教職員研修センターは企画部総務課長、東京都教育相談センターは次長、東京都学校経営支援センターは管理課長
------	----------	----	---	----------	---------------	---

別表第二中
14の2

削除

15等

（東京都立	何所	）
（館園等）	長	）

を

15	(東 京 都 立)
等	何 所
(館 園 等)	長

15の2	東 京 都 何
所 担 当 部	印
長 之 印	

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都公立学校等の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四号

東京都公立学校等の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

東京都公立学校等の標準的な職を定める規則(平成二十八年東京都教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二の部東京都学校経営支援センター、都立学校及び区市町村立学校の款一の項中「所長」の下に「、同条第二項に規定する学校経営支援担当部長」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則(昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「二、五八〇」を「二、五九〇」に、「二、六六〇」を「二、六七〇」に、「二、七八〇」を「二、七九〇」に、「二、八六〇」を「二、八七〇」に、「二、九六〇」を「二、九七〇」に、「三、〇五〇」を「三、〇六〇」に、「三、一五〇」を「三、一六〇」に、「三、二五〇」を「三、二六〇」に、「三、三五〇」を「三、三六〇」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「一九四、四〇〇円」を「一九四、八〇〇円」に、「一四一、一〇〇円」を「一四一、四〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十八」を「十七」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万二千」を「一万分の二万一千五百」に改め、同項第二号中「一万分の一万十二・五」を「一万分の九千五百六十七・五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万六千」に改め、同項第三号中「一万分の一萬二千五百」を「一万分の九千六百七十五」に、「一万分の一萬五千五百」を「一万分の一萬五千」に改め、同項第四号中「一万分の五千七百八十五」を「一万分の五千五百六十二・五」に、「一万分の一萬」を「一万分の九千」に改め、同項第五号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の四千六百七十二・五」に改め、同項第六号中「一万分の四千九百五十」を「一万分の四千七百二十五」に、「一万分の六千五百」を「一万分の六千」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都立学校教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第九号

東京都立学校教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校教育管理職の業績評定に関する規則(平成七年東京都教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表校長の項及び同条第二項の表副校長の項中「所長」を「学校経営支援担当部長」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十号

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則(平成十一年東京都教育委員会規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「所長」を「学校経営支援担当部長」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都立学校事務職員等の人事考課に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十一号

東京都立学校事務職員等の人事考課に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校事務職員等の人事考課に関する規則(平成十四年東京都教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「平成十八年東京都教育委員会規則第五号」の下に「。以下「処務規則」という。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二 学校経営支援担当部長 処務規則第五条に規定する支援センターの学校経営

支援担当部長をいう。

第八条第二項の表中ニの項をホの項とし、ハの項をニの項とし、ロの項中「所長」を「学校経営支援担当部長」に改め、同項を同表ハの項とし、同表イの項中「支援センター」の下に「管理課」を加え、同項の次に次のように加える。

ロ	支援センター経営支援室及び支所経営支援室	当該支援センターの学校経営支援担当部長
---	----------------------	---------------------

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十二号

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和三十八年東京都教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、「毎月十日」を「四月末日」に、「年額の十二分の一」を「年額の十二分の三」に改め、「額を、」の下に「九月末日までに年額の十二分の九に相当する額を、それぞれ」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「入学初年度の」を加え、「四月二十五日」を「六月末日」に改める。
第二条第二項中「全日制等、定時制単位制及び中等教育学校の後期課程において、」を削る。

第三条第二項中「含む。」の下に「又は特別支援学校の高等部」を加え、同条第三項中「全日制等、定時制単位制及び中等教育学校の後期課程において、」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十三号

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十四号

東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則を廃止する規則

東京都教育委員会の任命にかかる職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則（昭和四十六年東京都教育委員会規則第七十一号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第一号

教育庁
教育事務所
教育出張所

東京都教育委員会職員表彰規程（昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

第六条第三項中第十一号及び第十二号を削り、第十号中「東部学校経営支援センター所長」を「学校経営支援センター所長」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号から第九号までを第八号から第十号までとし、第六号の次に次の一号を加える。

七 グローバル人材育成部長

第六条第三項中第十三号を第十二号とする。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第二号

事業所
都立高等学校
公立中等教育学校
公立特別支援学校
公立中学校
公立小学校
公立義務教育学校
公立共同調理場

教育庁
教育事務所
教育庁出張所
事業所
都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校

職員給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和四十年東京都教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

別表二中

部長（これに相当する職を含む。）	課長（これに相当する職を含む。ただし、学校経営支援センターの支所の学校経営支援担当課長を除く。）
学校経営支援センターの支所長	学校経営支援センターの支所の学校経営支援担当課長

部長（これに相当する職を含む。）	課長（これに相当する職を含む。）
------------------	------------------

に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第三号

東京都立学校事案決定規程（平成九年東京都教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

別表4の部(1)の項校長の欄中「5 保有特定個人情報情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

